

北九州広域都市計画道路の変更（北九州市決定）

1 都市計画道路中、3・6・44-136号和布刈線を3・3・44-136号東本町線に名称を改め、同路線ほか3路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・2・44-6	5号線	門司区西海岸一丁目	小倉南区長尾一丁目	小倉南区津田	約22,470m		4車線	36m		
	車線の数の内訳					約 350m					
						約 22,120m					
	構造形式の内訳		門司区丸山二丁目	門司区大字大積	門司区丸山二丁目	約460m	地下式		9m 12m		
			小倉南区大字横代	小倉南区大字堀越	小倉南区大字堀越	約630m	地下式		12×2m		
					約21,380m	地表式		15m～53m	<ul style="list-style-type: none"> ・JR西日本山陽新幹線と立体交差1箇所 ・JR九州日豊本線と立体交差 ・JR九州日田英彦山線と立体交差 ・田野浦臨港鉄道と平面交差 ・自動車専用道路と立体交差3箇所 ・幹線街路新町井ノ浦線と立体交差 ・幹線街路黒原飛行場線と立体交差 ・幹線街路曾根刈田線と立体交差 ・幹線街路と平面交差16箇所 		
	3・3・44-21	本町川端町線	門司区栄町	門司区丸山二丁目	門司区栄町	約650m	地表式	4車線	25m	・幹線街路と平面交差3箇所	
	3・3・44-136	東本町線	門司区東本町二丁目	門司区旧門司一丁目	門司区旧門司一丁目	約190m	地表式	4車線	25m	・幹線街路と平面交差2箇所	
	3・3・44-211	東本町田野浦線	門司区東本町一丁目	門司区新開	門司区清見一丁目	約2,100m	地表式	4車線	25m	<ul style="list-style-type: none"> ・JR西日本山陽新幹線と立体交差 ・自動車専用道路と立体交差1箇所 ・幹線街路と平面交差3箇所 	

2 都市計画道路中、3・5・44-105号錦町田野浦線、3・5・44-110号錦町氷室町線、7・4・44-1号西新町線及び7・6・44-8号谷町線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 別紙のとおり

都市計画の案の理由書(北九州市決定)

北九州広域都市計画道路を変更する理由

本市の都市計画は、旧5市の計画を引き継ぎ、合併後、昭和42年の全市的な見直しを行って策定したものが基本となっております。

その柱となったのが、昭和40年に策定された「北九州市長期総合計画」です。この計画では、産業経済の発展等から本市の将来人口は約30万人増の約135万人になると見込んでおり、進展する宅地開発への対応や近隣地域への交通の円滑化、広域的な都市間連携の強化を図ることとしておりました。

しかし、昭和50年代の約107万人をピークに人口が年々減少していること、厳しい財政状況の中でより効率的かつ効果的な道路整備の推進が求められていることといった近年の社会経済状況の変化や、「まちなか重視」といったまちづくりの方向性の転換などに伴い、都市計画道路網の見直しが必要となりました。

このような情勢から、平成13年7月、北九州市都市計画審議会に「北九州市都市計画道路網のあり方」を諮問し、平成14年12月に北九州市都市計画審議会から答申を受けました。その後、平成15年6月から平成16年7月にかけて検討委員会で議論を行い、平成16年12月、「都市計画道路網の見直し(再編素案)について」をまとめました。

この中で「早期に再編すべき地域」と位置付けられた地域について、見直しが完了したことから、今回、門司地域の都市計画道路の変更を行うものです。

○3・2・44-6号 5号線

本路線は、北九州市門司区西海岸一丁目を起点とし、同市小倉南区長尾一丁目を終点とする延長約22,470m、代表幅員36mの都市計画道路です。

本路線は、今回、同時に行う3・5・44-105号錦町田野浦線ほか1路線の全線廃止に伴い、隅切り部の削除を行います。

○3・3・44-21号 本町川端町線

本路線は、北九州市門司区栄町を起点とし、同区丸町二丁目を終点とする延長約650m、代表幅員25mの都市計画道路です。

本路線は、今回、同時に行う3・5・44-110号錦町氷室町線の全線廃止に伴い、隅切り部の削除を行います。

また、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

○3・5・44－105号 錦町田野浦線

本路線は、北九州市門司区丸山吉野町を起点とし、同区鳴竹一丁目を終点とする延長約 2,530m、代表幅員 15m の都市計画道路です。

本路線は、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

○3・5・44－110号 錦町氷室町線

本路線は、北九州市門司区東門司一丁目を起点とし、同区錦町を終点とする延長約 740m、代表幅員 15m の都市計画道路です。

本路線は、将来交通量が減ることで、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

○3・6・44－136号 和布刈線 ⇒ 3・3・44－136号 東本町線

本路線は、北九州市門司区東本町二丁目を起点とし、同区大久保二丁目を終点とする延長約 3,200m、代表幅員 11m の都市計画道路です。

本路線の一部未着手区間は、将来交通量が減ることで、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

また、一部区間の廃止により、終点が変更になることから、名称を変更します。

加えて、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

○3・3・44－211号 東本町田野浦線

本路線は、北九州市門司区東本町一丁目を起点とし、同区新開を終点とする延長約 2,100m、代表幅員 25m の都市計画道路です。

本路線は、今回、同時に行う3・5・44－110号錦町氷室町線の全線廃止に伴い、隅切り部の削除を行います。

○7・4・44－1号 西新町線

本路線は、北九州市門司区西新町二丁目を起終点とする延長約 250m、代表幅員 20m の都市計画道路です。

本路線は、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

○7・6・44－8号 谷町線

本路線は、北九州市門司区東門司二丁目を起点とし、同区谷町一丁目を終点とする延長約 710m、代表幅員 8m の都市計画道路です。

本路線の一部未着手区間は、将来交通量が減ることで、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。